

子どもに関する政策討論会議 運営要綱

(趣旨)

第1条 子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された子どもに関する政策討論会議（以下「政策討論会議」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 政策討論会議は、子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する事項を調査し、及び検討するものとする。

(政策討論会議の組織)

第3条 政策討論会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、議員のうちから議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 政策討論会議に、座長1人を置き、議長をもって充てる。

2 政策討論会議に、副座長1人を置き、副議長をもって充てる。

3 座長は、政策討論会議の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 政策討論会議は、座長が招集し、会議を主宰する。

2 政策討論会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、政策討論会議への出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加、資料の提出又は調査を求めることができる。

(定足数)

第7条 政策討論会議は、現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(出席の特例)

第8条 座長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、政策討論会議を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を政策討論会議を招集する場所以外の場所から政策討論会議に参加させることができる。

2 委員が前項に規定する方法により政策討論会議に参加しようとするときは、座長の許可を得なければならない。

3 第一項に規定する方法により政策討論会議に参加した委員については、政策討論会議に出席したものとみなして、この要綱の規定を適用する。

(会議の公開)

第9条 政策討論会議は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第10条 政策討論会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）に準ずるものとする。

(事務)

第11条 政策討論会議の事務は、議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、政策討論会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。